

公立大学法人金沢美術工芸大学法人カード利用取扱要綱

平成 24 年 4 月 1 日

要綱第 14 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人金沢美術工芸大学会計規則（平成 22 年法人規程第 77 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）における法人カードの利用を適正に行うために、法人カードの利用に関し必要な事項を定める。

(責任者)

第 2 条 カード会社が定める会員規約（以下「会員規約」という。）により指定することとされる管理責任者は、事務局長とする。

(利用者)

第 3 条 法人カードの利用を希望する者は、出納員に申し出るものとする。

2 前項により法人カードの利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、本要綱並びに法人が定める関係規定及び会員規約を遵守するものとする。

(法人カードの利用範囲)

第 4 条 法人カードの利用範囲は、職務遂行のためにインターネットを介して契約する必要がある書籍、ソフトウェア、消耗品及び備品の購入で、1 契約につき 30 万円未満とし、かつ法人カードの 1 ヶ月間（月の初日から末日までをいう。）の合計額は 100 万円を超えないものとする。

(法人カード利用報告)

第 5 条 利用者が法人カードを利用した場合は、法人カードの返却に併せて、別紙様式 1 に掲げる法人カード利用報告書に所定の事項を記入し、明細書等内訳の確認できる書類を添付して出納員に提出しなければならない。

(法人カードの不正利用)

第 6 条 次の各号に当たる場合を不正利用とする。

- (1) 第 4 条に定める利用範囲以外の利用を行った場合
- (2) 私的に利用した場合
- (3) 予算額を超えて利用した場合
- (4) その他本要綱に違反した利用をした場合

2 出納員は、不正利用を発見したときは、直ちにその内容及び原因を事務局長に報告するものとする。

(利用者資格の取消等)

第 7 条 事務局長は、不正利用があった場合は、法人カード利用の資格を取消又は停止する。

2 不正利用により法人がカード会社に支払った金額があるときは、当該利用者はその金額を直ちに補填しなければならない。

(法人カードの紛失及び盗難)

第8条 法人カードの紛失、盗難、詐取もしくは横領により他人に不正利用された場合は、その利用代金のすべてについて、利用者が支払いの責を負うものとする。

2 前項に掲げる不正利用された場合であっても、利用者が直ちに次の措置を執った場合にはその責を免じるものとする。

- (1) カード会社及び出納員への連絡
- (2) 最寄警察署への届出

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別紙様式1

法人カード利用報告書

所属	氏名	利用年月日	利用店舗	カード利用内容	金額	備考